

介護保険情報冊子共同発行事業に係る仕様書

1 媒体について

発行部数	冊子 13,000冊（予定）	
発行時期	各年度 8月（予定） 詳細は共同発行事業者（以下、「事業者」という。）の決定後に協議する。	
配布対象	要介護認定の新規申請者	
配布場所	西宮市役所、各支所・サービスセンターなど市の指定する場所（予定）	
規格等	サイズ	A4版・80～100ページ程度を想定
	製本	無線綴じ
	主な内容	介護保険（要介護認定情報）、介護保険事業者一覧 ほか
	刷り色	表紙・裏表紙 … 4色程度 広告ページ … 4色程度 介護保険（要介護認定）情報等 … 2色 介護保険事業者一覧 … 1色
費用	編集、発行当に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。	
期間	2025年～2027年（年1回発行、合計3回分）	
掲載内容	介護サービス事業者ガイドブックに代わる介護保険情報を掲載した冊子。なお、現在配布中の2024年度版は、当市のホームページに掲載している。（ http://www.nishi.or.jp/kurashi/kaigohoken/seidotoriyo/heartpage2021.html ）	

2 冊子の編集及び構成について

冊子作成に関わる一切の業務（企画・編集・印刷及び製本等）については、事業者が行うが、企画・編集等については市と協議し、承諾を得なければならない。介護保険情報ページ、介護保険事業者一覧ページ等については市が内容を確認し、変更が必要と判断した場合は協議のうえ対応をするものとする。

3 介護保険事業者一覧の作成について

事業者は、市が提供した事業者情報を基に西宮市内の介護保険事業者へ掲載内容についての照会を行う。また、市より介護保険情報冊子に掲載した介護保険事業者一覧の掲載内容の提出依頼があれば市へ情報を提供する。

また、介護保険事業者へ照会を行う際は、市の依頼で照会を行うことを伝えること。

4 広告の掲載について

- (1) 広告の掲載内容については、市の承諾を得ること。市が冊子掲載に適さないと判断した場合は全部または一部を変更する。
- (2) 掲載内容については、西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準を遵守すること。西宮市広告掲載要綱第2条及び西宮市広告掲載基準第4条から第8条までに該当する広告は掲載できない。

5 その他

- (1) 市は、事業者へエクセルデータ、PDFデータ及び手書き原稿等により情報提供を行う。
- (2) 冊子作成にあたり、環境への配慮があればそのことがわかる資料を添付すること
- (3) 音声版・点字版・外国語版等の対応（視覚障害者・聴覚障害者のための対応）について検討が可能であれば同様に資料を提出すること。点字版・音声版の内容について作成することになった場合は別途市と内容を協議して完成すること。
- (4) 本募集は、令和7年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。事業の実施は、令和7年度予算の成立が前提であり、今後内容等が変更になることがあります。

【申込み・お問い合わせ先】

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市 健康福祉局 福祉部 高齢介護課
電話：0798-35-3314
FAX：0798-35-1580
e-mail：kaigo@nishi.or.jp